

損害賠償及び和解に関する件

令和5年（2023年）9月20日提出

札幌市長 秋 元 克 広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

函館市

株式会社山田運送

2 事故の概要

令和5年4月30日、札幌市東区丘珠町555番13において、本市が管理する道路の縁石上を通過した相手方の所有するトラックの底部に、跳ね上がった当該縁石が衝突し、当該トラックが損傷した。

3 損害賠償の額

1, 859, 000円

（理 由）

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。